

# 令和8年度 諫早市空き家バンク利用登録者支援補助金

空き家バンクの物件を  
“購入し改修”または  
“賃借”された方が使える  
補助制度です

**改修費補助 最大250万円**  
**家賃補助 最大2万5千円/月**  
(最大12月分)

予算の上限に達した場合、早期に申請受付を締め切る場合があります。

## 補助対象物件

○諫早市空き家バンクに登録された物件

\*物件の所在地によって補助金額が異なります

## 補助対象者

○空き家を購入し、かつ、改修し居住  
または利用を開始する方

○空き家を賃借して居住または利用  
を開始する方

## 補助金交付の要件

- 市県民税等及び国民健康保険料を滞納していない方
- 空き家の所有者の3親等以内の親族でない方
- 空き家を購入または賃借後、自ら利用する方 ※登録物件への住民票異動が必須です。

## 補助対象となる経費

- 空き家の改修費(清掃費並びに家具等の処分及び購入経費を除く)
- 空き家の賃借料(物件に附属する駐車場の使用料を含む)

## 交付申請の時期

○改修費補助 = 物件の売買契約締結日から起算して1年以内、かつ、改修の着手前まで

○家賃補助 = 最初にその月分の家賃月額的全額を支払った当該月の末日まで

(例:1月1日から入居開始し、1月分の家賃全額を支払った場合→1月末までに申請)

※前年度から引き続き家賃補助の交付を受ける方は、4月末までが申請期限です。

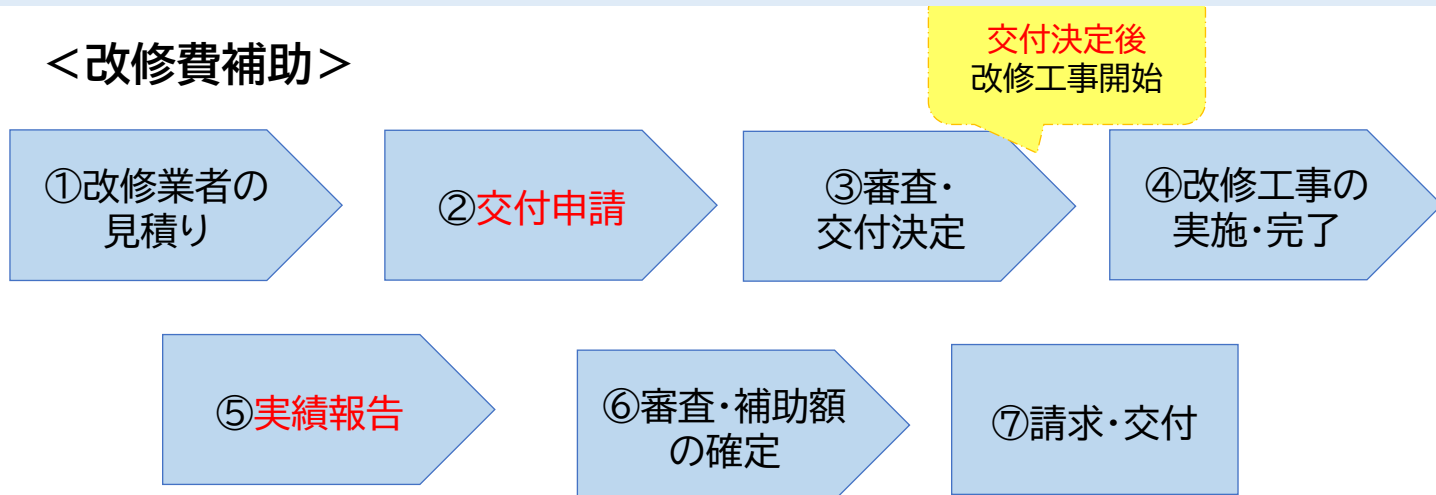
## 申請に必要な書類

	改修費補助金	家賃補助金
交付申請時	<input type="checkbox"/> 交付申請書	<input type="checkbox"/> 交付申請書
	<input type="checkbox"/> 市県民税等(市県民税・固定資産税・軽自動車税)、国民健康保険料を滞納していないことを証する書類	<input type="checkbox"/> 市県民税等(市県民税・固定資産税・軽自動車税)、国民健康保険料を滞納していないことを証する書類
	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書の写し
	<input type="checkbox"/> 改修に要する経費の見積書の写し	<input type="checkbox"/> 居住する世帯全員分の住民票
	<input type="checkbox"/> 改修予定箇所の位置及び内容がわかる書類	
	<input type="checkbox"/> 改修予定箇所の現況写真	

※交付申請 → 交付決定 → 改修工事・支払い/家賃の支払い → 実績報告書提出 → 補助金交付  
実績報告に必要な書類は交付申請時にお伝えします。

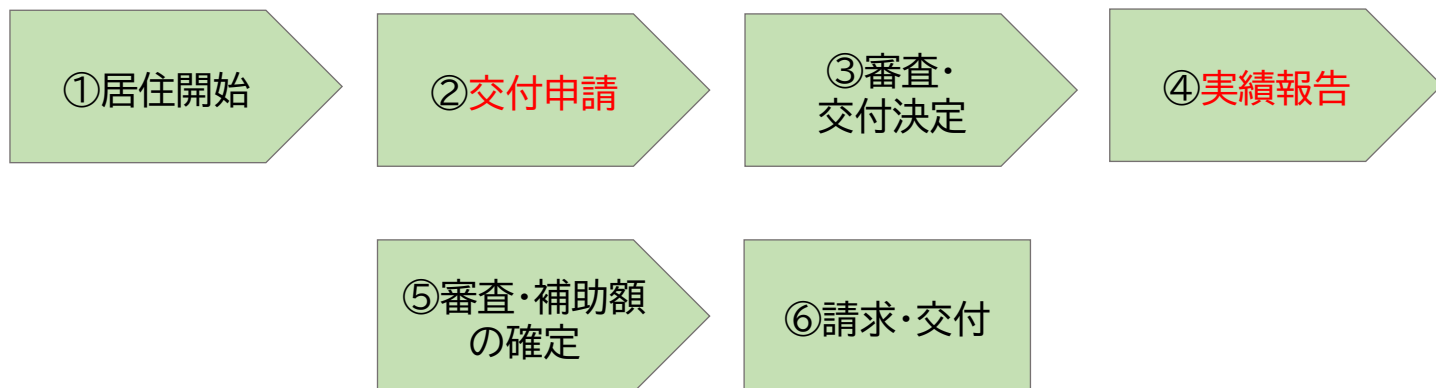
# 空き家バンク 利用登録者支援補助金申請 申請の流れ

## <改修費補助>



※①改修業者は市内に本店、支店または営業所等を有する業者です。(法人・個人は問わない)  
 ※⑤実績報告は改修が完了した日から30日以内又は令和9年3月末日のいずれか早い日までに提出して下さい。

## <家賃補助>



※④実績報告は前期分は令和8年9月末まで、後期分は令和9年3月末までに提出してください。  
 ※⑦補助金の交付は前期分(令和8年4月～9月)後期分(令和8年10月～令和9年3月)に分割して行います。

## 補助金額

対象地域	補助区分	補助対象経費	補助金額
一般地域	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額100万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額1万円/月
指定地域 (大草・伊木力・ 本野小学校区域)	改修	空き家の改修費	補助率1/2以内、上限額200万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/3以内、上限額2万円/月
小長井地域	改修	空き家の改修費	補助率2/3以内、上限額250万円
	賃借	空き家の賃借料 (最大12月分)	補助率1/2以内、上限額2万5千円/月

問合せ：諫早市 移住定住推進課(本館7階)  
 諫早市東小路町7-1 TEL:0957-22-1500  
 E-mail: iju\_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp



【利用手続き】



【物件情報】